

介護老人保健施設サービス(入所)利用料一覧表

介護老人保健施設 池袋えびすの郷

入所利用料(1日あたり)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室	869円	921円	978円	1035円	1092円
個室	784円	837円	893円	951円	1008円

食費・居住費 (※国が定める利用者負担限度額段階(第1～3段階)に該当する利用者等の負担額)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食事標準負担額	300円	390円	650円	1900円
居住費 (4人部屋)	負担なし	320円	320円	700円
居住費(個室)	490円	490円	1310円	1640円

加算利用料

初期加算	33円	1日につき	入所日から30日以内の期間は、介護報酬の1割に32円を加算します。
短期集中リハ加算	257円	1日につき	入所後3か月以内に短期集中でリハビリテーションを実施した場合に算定されます。
認知症短期集中リハ実施加算	257円	1日につき (1週間に3日限度)	入所後3か月以内に軽度認知症の方に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的として実施した場合に算定されます。
若年性認知症入所者受入加算	129円	1日につき	若年性認知症の入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定されます。
夜勤職員配置加算	26円	1日につき	厚生労働大臣が定める夜勤職員配置基準を満たすため加算されます。
サービス提供体制強化加算(I)	13円	1日につき	厚生労働大臣が定める職員配置基準を満たすため加算されます。
外泊時費用	387円	1日につき	居宅における外泊を認めた場合に1ヶ月に6日を限度に算定されます。
療養食(治療食)加算	25円	1日につき	厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合に加算されます。
栄養マネジメント加算	15円	1日につき	入所者の栄養状態を適切に管理し、栄養ケアマネジメントが実施するので加算されます。
経口移行加算	30円	1日あたり	経管栄養の方を対象に、他職種による経口維持計画を作成し、摂取に移行する栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算 I	30円	1日あたり	著しい誤嚥が認められる方を対象に、他職種による経口維持計画を作成し、摂取に移行する栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算 II	6円	1日あたり (原則180日まで)	誤嚥が認められる方を対象に、他職種による経口維持計画を作成し、摂取に移行する栄養管理を行った場合に加算されます。
口腔機能維持管理加算	33円	1月につき	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行なう場合であって、それに基づき入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成される場合に加算されます。
緊急時治療管理加算	534円	1日あたり (1ヶ月に3日限度)	入所中に、緊急時の治療管理を行った場合加算されることがあります。

特定治療	やむを得ない事情により施設で行う医療行為に、診療報酬に準じて算定し加算されます。		
退所前後訪問指導加算	492円	1回につき	入所中や退所後に、施設職員の訪問指導を受けた際に算定されます。
退所時指導加算	428円	退所時1回限り 試行的退所時は 月1回限度	入所期間が1ヶ月を超える方が退所され、居宅及び社会福祉施設等で生活される場合に算定されます。
退所時情報提供加算	534円	退所時1回限り	入所期間が1ヶ月を超える方が退所され、居宅及び社会福祉施設等で生活される場合に算定されます。
退所前連携加算	534円	退所時1回限り	入所期間が1ヶ月を超える方の退所に先立って、介護支援専門員と連携して退所後の在宅サービスの利用上必要な調整を行なった場合に、退所日に算定されます。
訪問看護指示加算	321円	退所時1回限り	施設退所後に訪問看護を受けられる方でのための訪問看護指示書を施設の医師が交付した場合に算定されます。
在宅復帰支援機能加算(Ⅰ)	17円	1日につき	厚生労働大臣が定める在宅復帰支援実績を満たす時に加算されます。
在宅復帰支援機能加算(Ⅱ)	6円	1日につき	厚生労働大臣が定める在宅復帰支援実績を満たす時に加算されます。

※上記の金額は1日又は1回、1月あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

その他の日常生活費、及びサービスの利用料

費 目	金 額	内容の説明	
日用品費	160円	利用者が個人として使用するタオル、バスタオル、オシボリなど、必要なものを算定します。	
教養娯楽費	230円	利用者が行う書道、手芸、工作、陶芸、カラオケ等、教養娯楽のために要する実費として算定します。	
特別な室料	個室 A	2400円	各室の面積、室内トイレ等の有無により、室料の違いがあります。(消費税を含む)
	個室 B	3450円	
	個室 C	3975円	
	個室 D	5550円	
電気代	21円	電気毛布、酸素濃縮器など個別に電気製品などを使用されるときにご負担いただきます。(消費税含む)	
理美容代	1900円～	ご希望により施設内で出張による調髪を受けられた方に実費としてご負担いただきます。	
私物洗濯サービス	5250円(税込)	施設出入りの業者との直接契約となります。1月単位での契約となります。	
多床室テレビ貸出	3000円(税込)	1月単位の料金です。月途中での使用開始、使用終了は日額100円となります。	

文書料料金表

文書名	料金(消費税含む)
一般診断書	5250円
健康診断書(老人保健施設入所用等)	5250円
死亡診断書(1通目)	8400円
死亡診断書(2通目)	4200円
入所証明書	5250円

介護老人保健施設サービス(短期入所)利用料一覧表

介護老人保健施設 池袋えびすの郷

短期入所利用料(1日あたり)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室	903円	955円	1012円	1070円	1126円
個室	797円	850円	906円	964円	1020円

食費・居住費

※国が定める利用者負担限度額段階(第1～3段階)に該当する利用者等の負担額

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食事標準負担額	300円	390円	650円	1900円
滞在費 (4人部屋)	負担なし	320円	320円	700円
滞在費(個室)	490円	490円	1310円	1640円

※食費の内訳は、朝食460円・昼食650円・おやつ120円・夕食670円となります。

加算利用料

送迎加算	197円	片道につき	送迎をご希望の場合、片道につき1回当たりの利用料金として加算されます。範囲については往復30分程度の距離とします。
夜勤職員配置加算	26円	1日につき	厚生労働大臣が定める夜勤職員配置基準を満たすため加算されます。
サービス提供体制強化加算(I)	13円	1日につき	厚生労働大臣が定める職員配置基準を満たすため加算されます。
リハビリテーション機能強化加算	33円	1日につき	厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届出を行なっているため加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	257円	1日につき	利用期間中に個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。

若年性認知症入所者 受入加算	129円	1日につき	若年性認知症の入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定されます。
療養食(治療食)加算	25円	1日につき	厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合に加算されることがあります。
緊急時治療管理	534円	1日あたり (月3日限度)	短期入所中に、緊急の治療を行った場合に加算されることがあります。
特定治療	やむを得ない事情により施設で行う医療行為に、診療報酬に準じて算定し加算されます。		

その他の日常生活費、及びサービスの利用料

費 目	金 額	内容の説明	
日用品費	160円	利用者が個人として使用するタオル、バスタオル、オシボリなど、必要なものを算定します。	
教養娯楽費	230円	利用者が行う書道、手芸、工作、陶芸、カラオケ等、教養娯楽のために要する実費として算定します。	
特別な室料	個室 A	2400円	各室の面積、室内トイレ等の有無により、室料の違いがあります。(消費税を含む)
	個室 B	3450円	
	個室 C	3975円	
	個室 D	5550円	
電気代	21円	電気毛布、酸素濃縮器など個別に電気製品などを使用されるときにご負担いただきます。(消費税含む)	
理美容代	1900円～	ご希望により施設内で出張による調髪を受けられた方に実費としてご負担いただきます。	
多床室テレビ貸出	100円(日額)	ご希望によりテレビの貸出を利用された場合、ご負担いただきます。	

※なお、お洗濯につきましては、当施設では原則、ご家族関係者様にてお願いいたしております。

特別なご事情のおありの方につきましては、以下のサービスについてご相談お受けいたしております。

私物洗濯サービス	5250円(税込)	施設出入りの業者との直接契約となります。 ※入所利用者用サービスのため契約が1ヶ月単位となっておりますので、短期間のご利用にはお勧めいたしません。
----------	-----------	--

※上記の金額は特に示すものを除き1日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の金額違いが生じますのでご了承ください。注) 消費税が加算される利用料もあります。

介護老人保健施設サービス(介護予防短期入所療養介護)利用料一覧表

(契約書別紙)

介護老人保健施設 池袋えびすの郷

介護予防短期入所利用料(1日あたり)

	要支援1	要支援2
多床室	674円	839円
従来型個室	611円	761円

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食事標準負担額	300円	390円	650円	1900円
滞在費 (4人部屋)	負担なし	320円	320円	700円
滞在費(個室)	490円	490円	1310円	1640円

※食費の内訳は、朝食460円・昼食650円・おやつ120円・夕食670円となります。

加算利用料

送迎加算	197円	片道につき	送迎をご希望の場合、片道につき1回当たりの利用料金として加算されます。範囲については往復30分程度の距離とします。
夜勤職員配置加算	26円	1日につき	厚生労働大臣が定める夜勤職員配置基準を満たすため加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I)	13円	1日につき	厚生労働大臣が定める職員配置基準を満たすため加算されます。
リハビリテーション機能 強化加算	33円	1日につき	厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届出を行なっているため加算されます。

個別リハビリテーション 実施加算	257円	1日につき	利用期間中に個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
若年性認知症入所者 受入加算	129円	1日につき	若年性認知症の利用者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定されます。
療養食(治療食)	25円	1日あたり	厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合に加算されることがあります
緊急時治療管理	534円	1日あたり (月3日限度)	介護予防短期入所中に、緊急の治療を行った場合に加算されることがあります。
特定治療	やむを得ない事情により施設で行う医療行為に、診療報酬に準じて算定し加算されます。		

その他の日常生活費、及びサービスの利用料

費 目	金 額	内容の説明	
日用品費	160円	利用者が個人として使用するタオル、バスタオル、オシボリなど、必要なものを算定します。	
教養娯楽費	230円	利用者が行う書道、手芸、工作、陶芸、カラオケ等、教養娯楽のために要する実費として算定します。	
特別な室料	個室 A	2400円	各室の面積、室内トイレ等の有無により、室料の違いがあります。(消費税を含む)
	個室 B	3450円	
	個室 C	3975円	
	個室 D	5550円	
電気代	21円	電気毛布、酸素濃縮器など個別に電気製品などを使用されるときにご負担いただきます。(消費税含む)	
理美容代	1900円～	ご希望により施設内で出張による調髪を受けられた方に実費としてご負担いただきます。	
多床室テレビ貸出	100円(日額)	ご希望によりテレビの貸出を利用された場合、ご負担いただきます。	

※原則としてご家族関係者の方に洗濯をお願いいたします。

特別なご事情のおありの方につきましては、以下のサービスについてご相談お受けいたしております。

私物洗濯サービス	5250円(税込)	施設出入りの業者との直接契約となります。 ※入所利用者用サービスのため契約が1ヶ月単位となっておりますので、短期間のご利用にはお勧めいたしません。
----------	-----------	--

介護老人保健施設サービス(通所)利用料一覧表

介護老人保健施設 池袋えびすの郷

通所リハビリ利用料(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険施設サービス費	746円	912円	1078円	1245円	1412円
食費	650円				
合計	1396円	1562円	1728円	1895円	2062円

加算利用料

入浴介助加算	55円	1日につき	一般入浴または機械入浴をされた場合、1回あたりに加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I)	13円	1日につき	厚生労働大臣が定める職員配置基準を満たすため加算されます。
リハビリテーション ・マネジメント加算	250円	1月につき	個別リハ実施計画をたて実施するとともに、介護支援専門員を通して、居宅サービス事業所に対して、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報の伝達を行うなど多職種協働の推進を行った場合に加算されます。
短期集中リハ加算1	304円	1日につき	退院・退所後又は初めて要介護認定を受けた後1ヶ月以内に、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的に、リハビリを実施した場合に加算されます。
短期集中リハ加算2	152円	1日につき	退院・退所後又は初めて要介護認定を受けた後1ヶ月超3ヶ月以内に、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的に、リハビリを実施した場合に加算されます。
個別リハビリ加算	87円	1日につき (月13回限度)	退院・退所後又は初めて要介護認定を受けた後3ヶ月超で、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、個別にリハビリを実施した場合に加算されます。
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	260円	1日につき (週2日限度)	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がその退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行なった場合に算定されます。

若年性認知症利用者 受入加算	65円	1日につき	若年性認知症の入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定されます。
栄養改善加算	163円	月2回限度 3ヶ月) (原則)	低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護介護職員と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	163円	月2回限度 ヶ月) (原則3)	口腔機能の低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算されます。
オムツ代			オムツ代は実費として負担していただきます。(廃棄代含む)

その他の日常生活費、及びサービスの利用料

費 目	金 額	内容の説明
日用品費	120円	利用者が個人として使用するタオル、バスタオル、オシボリなど、必要なものを算定します。
教養娯楽費	230円	利用者が行う書道、手芸、工作、陶芸、カラオケ等、教養娯楽のために要する実費として算定します。
理美容代	1900円～	ご希望により施設内で出張による調髪を受けられた方に実費としてご負担いただきます。

※上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

注) 消費税が加算される利用料もあります。

(09/04/01作成)

介護老人保健施設サービス(介護予防通所リハビリテーション)利用料一覧表

介護老人保健施設 池袋えびすの郷

介護予防通所リハビリ利用料(各回半日プログラムで1月あたり)

	要支援1	要支援2	
介護保険施設サービス費	2704円	5286円	1月につき

加算利用料

運動器機能向上加算	244円	1月につき	理学療法士を中心に、看護・介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算されます。
栄養改善加算	163円	1月につき	低栄養状態にある又はそのおそれのある方に対し、管理栄養士等が看護・介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	163円	1月につき	口腔機能の低下している又はそのおそれのある方に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	260円	1月につき	若年性認知症の利用者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算(I)要支援1	52円	1月につき	厚生労働大臣が定める職員配置基準を満たすため加算されます。
サービス提供体制強化加算(I)要支援2	104円	1月につき	厚生労働大臣が定める職員配置基準を満たすため加算されます。
オムツ代			オムツ代は実費として負担していただきます。(廃棄代含む)

その他の日常生活費、及びサービスの利用料

費目	金額	内容の説明
日用品費	120円	利用者が個人として使用するタオル、バスタオル、オシボリなど、必要なものを算定します。
教養娯楽費	230円	利用者が行う書道、手芸、工作、陶芸、カラオケ等、教養娯楽のために要する実費として算定します。
理美容代	1900円～	ご希望により施設内で出張による調髪を受けられた方に実費としてご負担いただきます。

※上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください(注)消費税が加算される利用料もあります。

(09/04/01作成)